

広島県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年八月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道尾道三原線	三原市中之町九丁目二〇〇番一地从先から 三原市中之町九丁目二二八番一地从先まで	令和七年八月二日